

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和3年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務			
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年号外法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑤利用者負担額の算定、収納及び滞納整理 番号法別表第二に基づいて、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領および現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。			
③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名・納付システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
子ども子育て支援情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、サービス検索・電子申請機能				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表第一の94の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法 第19条第8号及び別表第二の116の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	子育て推進課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]